

第25回入善町農業委員会議事録

令和7年8月8日午後3時00分から第25回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 14名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	5番 森 下 吉 光
6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭	11番 小 林 真一郎
12番 米 山 義 隆	14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司
17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春		

欠席委員 3名

4番 森 下 さゆり 10番 安 藤 清 雅 13番 坪 野 和 夫

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐喜子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第89号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第90号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第91号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。猛暑が続いている中での大雨ということで、若干やはり朝晩の涼しさを感じられて過ごしやすくなっているかと思います。8月7日は立秋で、これからは残暑と言われる季節になり、その残暑がどのくらいになるのかを気にしながら稲刈りになっていきます。先日、全国稲作経営者会議がありまして、毎年この時期に現地研修会がありまして、兵庫県神戸市でありました。稲作に特化した会議で、今回は基調講演が、今回の米騒動でテレビにもコメンテーターとしてでておられた流通経済研究所の折笠さんが講演をされていました。それからトークセッションということで、島根、青森、滋賀県の3人の若い農チューバーという方がパネリストになって、これからの農業について、約2時間あまりの長いトークセッションをやっていました。私自身が感じているのは、この若い3名は家事もやりながら色んなことをやりながら農業もやっているということで、いかに発信していくかということを考えているということです。3者に共通して感じたのは、魅力ある農業はどうすればよいか、農業が憧れになる職業にするにはどうすればよいかという点を発信されているところです。実際、富山県でも農業ボランティアに入りたいという声が多くなってきています。都会の大学生等若い人たちが、3日間とか短期間で農業を経験してみたいという人たちが増えてきています。やはりユーチューブなどそういったものを見てこれられているのではないかと思います。今回の基調講演をはじめ、こういったトークセッションの中で、これからの農業の発信の中にSNSを通じて、情報だけでなく魅力を発信するということを考

えて、もうちょっと深掘して発信することが大切だと勉強させていただきました。
まだまだ暑い日が続きますので体調管理に十分に注意していただければと思います。
それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番五十里委員と2番廣瀬委員に決定
いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第89号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第89号 農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので審議
を求めます。今回は1件の申請があります。

申請人の〇〇さんは、昭和63年頃に隣接地の売買や造成に伴い、利便性向上のために側溝を整備した
のですが、施工場所が農地であることが判明したため、是正のために始末書をつけて申請するものです。

申請地の農地区分は第3種農地で、原則許可のため、農地区分と転用目的には問題がありません。ま
た、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域外となっており除外の必要はありません。

側溝の雨水排水は、申請地に隣接した道路の側溝に流しており、入善土地改良区の同意内容での意見
書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、廣清委員にいただいております。

以上1件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(米山 義隆)

それでは現地の確認を行いました廣瀬委員から補足説明をお願いします。

廣瀬委員

6月30日に申請者の〇〇さんの代理の行政書士の方と現地確認をしてきました。是正ということで特に
問題ないと判断しハンコを押しました。

議長(米山 義隆)

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

前田委員

これはもう側溝が入っていて、どこかに繋がっていますか。

事務局

この側溝は道路に面した側溝に繋がっており、用水には直接つながってはいないです。

上野委員

雨水処理のために必要なんですか。

事務局

そのとおりです。

前田委員

隣接している土地はすでに田ではなくなっているんですか。この細長いところだけが田だったんですか。

事務局

隣接地はすでに宅地になっています。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第89号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第90号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第90号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。

申請地は入善町下飯野248番、地目は田、面積は2,201㎡です。申請地の位置図は4ページをご覧ください。譲渡人は、入善町下飯野〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は入善町です。転用理由は水産物畜養施設用地になります。

町は、商工業振興条例に基づき、企業等に対して積極的に支援を行っています。今回、株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇から、事業拡大に伴う新たな水産物畜養施設建設のための用地取得について協力要請があり、必要な農地についての転用申請を行うものです。町は、農地を取得し造成工事を行ったのちに、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇に譲渡いたします。

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇は、牡蠣をはじめとした水産物を、海洋深層水で畜養、浄化し、安全安心な深層水ブランドとして全国に出荷しています。

現在は町が所有している共同利用施設である海洋深層水水産振興施設を利用し畜養等を行っています。出荷量が年々増加しており、既存の畜養施設の生産量では需要を賄えないことが予測されています。

今回建設される施設は、海洋深層水を利用するため、海洋深層水取水施設の周辺に立地する必要があります。取水施設を起点に周辺の土地を検討したところ、株式会社〇〇〇に供給している深層水供給管が隣接し、深層水の供給が容易な申請地に新たな施設を建設する計画を立てたことから、今回の申請に至りました。

利用予定面積は2,201㎡で、建物面積882㎡、給排水施設、緑地で69㎡、資材置き場や従業員駐車場20台、トラック6台/日、雪捨て場等で1,250㎡となっており、事業に必要な最小限の面積です。

雨水排水については、敷地内に排水路を設置し、東側の排水路に排水します。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が「水産動植物畜養施設用地」であり、許可基準は「水産動植物の養殖用施設」に該当すると認められます。入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は竹田委員にいただいております。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました竹田委員から補足説明をお願いします。

竹田委員

前回の委員会後に商工観光担当者から説明を受けました。内容が事務局の説明のとおりです。現地調査は以前の除外申請の際に地図がついておりましたので、確認をしてきました。

隣接田は〇〇〇〇〇〇さんが耕作しており、畦畔も25cmありますし、用排水や農機具の搬入も問題ないと考え、ハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

施設の大きさはどれだけでしたか。

事務局

建物は882㎡です。

小林職務代理者

駐車場の左側にあるスペースはどういう状況ですか。

竹田委員

松林になっているところだと思います。少なくとも田ではないです。

議長（米山 義隆）

いずれ増設していくのかもしれませんが。隣接地も絡んでくるかもしれません。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第90号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第91号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第91号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、3件、7筆、7,173㎡

再設定は、16件、23筆、29,672㎡

合わせて19件、30筆、36,845㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

〇〇さんは貸付と借受がありますが、地域計画上、〇〇〇〇さんに渡す部分と自分でやる分に分けたということですか。

事務局

集約化のために農地の貸し借りを行ったと聞いています。

議長（米山 義隆）

ちょっとわかりにくいですね。地図で見たら分かると思いますが。

前田委員

おそらく、先月お話ししていた集約化の話で、自分らで作りやすいようにしたんだと思います。

亀田委員

〇〇〇〇さんは大型の機械を持っていて、小規模な田は耕作しにくいので、小さい機械を持っている
〇〇さんをお願いしたんだと思います。

議長（米山 義隆）

両方で話がついていればいいのですが、ちょっと解せない部分があって、〇〇さんが自分でやってい

た農地なので。集約化されている流れで行くのであれば問題はないので。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第91号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することにいたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和7年9月8日金曜日午後3時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和7年度視察研修日程案について）

事務局

（富山県農業施策に関する政策提案（案）について）

事務局

（農地パトロールについて）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第25回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年9月8日月曜日、午後3時30分になります。

（閉会 午後2時15分）

--